

写

後期高齢者医療制度に関する要望書

平成24年11月15日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は次の事項について必要な措置を講じられたい。

1 制度について

後期高齢者医療制度については、社会保障制度改革推進法により「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。」とされ、依然として先行きが不透明な状況が続いている。

このことは、現行制度の運営主体である各広域連合にとって、今後の組織運営や財政計画等に大変苦慮するところであり、国として早急な対応を行うこと。

- (1) 社会保障制度改革推進法に定める「社会保障制度改革国民会議」を一日も早く開催し、後期高齢者医療制度の今後の在り方について議論を進め、将来にわたり国民が安心して生活できる高齢者医療制度を構築すること。
- (2) 議論を進めるに当たっては、国民、地方公共団体、保険者、医療機関等から幅広く意見を聴き、納得が得られるよう、国として万全の策を講ずること。
- (3) 現行制度の運営が都道府県単位であることを踏まえ、制度運営に最も適した運営主体の在り方を明確にし、関係機関との調整を精力的に行うこと。

2 費用負担について

後期高齢者医療制度下における医療費については、高齢化の進行や一人当たり医療費の増加等により、伸び続けている状況である。

このことにより、保険料については、平成24・25年度改定で全国平均約6%の上昇となっており、次期改定時においても大幅な増額が予想される場所である。

被保険者のみならず、現役世代、地方公共団体に対し過度の負担を強いることがないよう、国は費用負担の仕組みについて更なる検討を行い、持続可能な制度とすること。

- (1) 現行制度における保険料軽減措置については、継続し、財源についてもこれまでと同様、全額国費とすること。
- (2) 消費税率引上げに伴い、国民健康保険制度における保険料軽減措置を拡大するに当たっては、制度間の整合性を図るため、後期高齢者医療制度においても同様の措置を講ずるとともに、必要な財源は全額国費とすること。
- (3) 現役並み所得を有する高齢者の医療給付費については、現役世代からの支援金の負担軽減を図るため、公費負担を行うこと。

3 財政支援について

以下の項目について、国は必要な支援を行うこと。

- (1) 健康診査事業については、生活習慣病の早期発見、重症化の予防、ひいては医療費適正化に有効であるため、国庫補助の継続と必要な予算の確保に努めること。
- (2) 電算処理システムの改修等に係る経費については、必要額を国において負担すること。

4 東日本大震災への対応について

東日本大震災は未曾有の大災害であり、被災者の暮らしは震災前の状況には至らず、依然として厳しい状態が続いている。

被災地域の復興と被災者の生活再建のため、国による特段の財政支援を行うこと。

- (1) 警戒区域等以外の被保険者等に対し、一部負担金の免除及び保険料の減免措置を実施する広域連合については、要した費用の全額を財政支援すること。
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等に住所を有する被保険者については、一部負担金の免除及び保険料の減免に係る財政支援措置を延長すること。
あわせて、現在減免等の対象となっている被保険者については、避難区域等の再編がなされても一律に同じ扱いとすること。
- (3) 東日本大震災により増加した広域連合の事務的経費については、国において財政支援すること。

平成24年11月15日

厚生労働大臣 三井 辨 雄 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会
会長 横尾 俊彦

